

# 出産 ～こんにちは赤ちゃん～

## ～守山市で出産された場合の流れ～

市民課	出生届の提出（生まれた日を含めて14日以内）
国保年金課	福祉医療費受給券の申請（国保の方は、保険証の手続き）
こども家庭相談課	児童手当の申請



### 出生届について

出生届は、赤ちゃんが生まれた日を含めて、14日以内に本籍地、住所地、出生地のいずれかに届出をしてください。土、日曜日、祝日に出生届を提出することもできます。ただし、母子健康手帳の証明は平日に限ります。

【届出に必要なもの】・出生届（医療機関による出生証明が記入済のもの）・届出人の印鑑（任意）・母子健康手帳

【お問い合わせ】市民課 TEL 077-582-1122 FAX 077-583-9737

### 福祉医療費受給券の交付申請について

守山市では、お子さんの医療費の助成をしています。国保年金課へ申請してください。

【申請に必要なもの】・健康保険証（本人もしくはお子さんを扶養する方のもの）

【お問い合わせ】国保年金課 TEL 077-582-1120 FAX 077-582-1138

### 児童手当の申請について

中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している人が対象です。出生届を提出された後にこども家庭相談課へ申請してください。なお、申請者（対象児童の父または母）が公務員の場合は、所属庁からの支給になることがありますので、勤務先に確認してください。

原則として申請月の翌月分の手当から支給しますので、お早め（出生日の翌日から15日以内）に申請をしてください。

【申請に必要なもの】・申請者名義の通帳・申請者本人の健康保険証・印鑑  
・申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの等  
（詳しくは、守山市ホームページにも掲載しています。）

【お問い合わせ】こども家庭相談課 TEL 077-582-1137 FAX 077-582-1138

### 新生児訪問について

母子健康手帳別冊の後ろについている「新生児訪問指導依頼書（出生体重2500g以上のとき）」または「低出生体重児出生届（出生体重2500g未満のとき）」のどちらかに○をつけてご提出ください。

助産師または保健師が自宅に訪問し、生後60日程度までの赤ちゃんの体重測定や育児相談、お母さんの産後の状態などに関する相談をお受けします。市外・県外へ里帰りされている方は、里帰り先で新生児訪問を受けることができます。

【宛先】〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 すこやか生活課

【お問い合わせ】すこやか生活課 TEL 077-581-0201 FAX 077-581-1628

### 事前申請が必要な手続きについて

#### ★滋賀県外で妊婦健康診査を受けられる方

滋賀県外で妊婦健康診査を受けられる予定の方は、出産までにすこやか生活課へ「妊婦健康診査県外受診申出書」をご提出してください。県外受診の際は一旦全額自己負担となります。

#### 【県外受診の際に必要なもの】

・母子健康手帳・母子健康手帳別冊（妊婦健康診査受診券が綴じられています）・診察券・健康保険証  
・妊婦健康診査費請求書 / 妊婦健康診査実施報告書（県外受診申出によりお渡しします。）

#### 【申請方法】

・妊婦健診の受診日ごとに医療機関に記入してもらってください。  
・出産日の翌々月の10日までに「公益財団法人滋賀県健康づくり財団」へ提出してください。

（宛先：〒520-0834 大津市御殿浜6番28号 公益財団法人滋賀県健康づくり財団）

#### ★予防接種の広域申請について（滋賀県内）

守山・野洲・草津・栗東市以外の滋賀県内で予防接種を受けられる場合は、申請が必要です。医療機関が決まり次第、受診までにすこやか生活課へ申請してください。

【申請に必要なもの】・予防接種を受けるお子さんの母子健康手帳 ・印鑑

※年度ごとに申請が必要になりますので、ご注意ください。

#### ★滋賀県外でお子さんの予防接種を受けられる方（生後6か月まで）

日程、受診先の医療機関が決まり次第お早めにすこやか生活課までご連絡ください。

【お問い合わせ】すこやか生活課 TEL 077-581-0201 FAX 077-581-1628

#### ★県外で医療機関を受診された場合

福祉医療費受給券は、県外の医療機関では使えません。一旦、健康保険適用の医療費自己負担分をお支払いください。後日、国保年金課に申請していただくと振り込みにより払い戻しされます。

申請できる期間は、支払いの翌日から5年以内です。

【申請に必要なもの】・領収書（保険点数および受診者名が記載されたもの）

・印鑑  
・通帳等、振込先口座がわかるもの  
・福祉医療費受給券  
・健康保険証

※県内の医療機関で、受給券を提示せずに支払った保険診療も申請できます。

【お問い合わせ】国保年金課 TEL 077-582-1120 FAX 077-582-1138

#### ※おむつエフについて

・エフの配布場所・・・市民協働課（市役所1階）、ごみ減量推進課（もりやまエコパーク交流拠点施設）、各地区会館、駅前総合案内所（7:30～19:30）

※各地区会館、駅前総合案内所は土、日曜日、祝日（年末年始を除く）も配布しています。

市販の袋（無色透明または半透明）に入れておむつエフ（氏名を記入）を付けて焼却ごみの日に自治会等の指定のごみ集積所へ出してください。

